

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I 現状

地域の災害リスクを分析するうえで、最初に本市の地理的・地形的特性について少し触れる。本市は、東京から約270km、大阪から約140km、名古屋から約30kmの距離にあり、我が国中央の岐阜県西部、木曾三川（木曾川、長良川、揖斐川）により作られた濃尾平野の北端に位置している。市の東部および北部は、古生層の上に洪積層・沖積層が累積し、南部は、一帯が新世層で第三期層とローム層を含む沖積層によって構成される。

市の中央部から東北部にかけて、稲葉山系の山がそびえ、中央部を東西に貫流する長良川により南部と北部とに区分され、南部は境川、荒田川、論田川、大江川などの支派川とこれらに注ぐ小河川、排水路がある。北部は、伊自良川、鳥羽川、板屋川、根尾川などの支派川とこれらに注ぐ小河川、排水路があり、地勢は1000分1の傾斜をなし、これら支派川等の流水は平常時においては長良川に自然流下する。

【岐阜市の河川】



(出典：岐阜市国土強靱化地域計画)

また、気候的特性として、本市の気候は、東海型の気候を示し、冬季は北西ないし西よりの風が多く、降水量が少なく温暖であり、夏季は南よりの風が強く、著しく高温多湿である。

区分	値
平均気温	15.8℃
平均湿度	67%
降水量	1827.5 mm
平均風速	2.5m/s

(出典：岐阜市防災会議 岐阜市地域防災計画(一般対策計画))

(1) 地域の災害リスク

① 洪水

当市の洪水ハザードマップ(長良川)南部版によると、柳津地域において0.5m～5mの浸水が予想されているほか、中心市街地の商業地区及び卸売業、運輸業等が集積する流通センターのほぼ100%の範囲でも、0.5m～3mの浸水が予想されている。さらに、長良川より河川の規模は小さいが、当地域を流れる境川は、流域が狭い分急激な水位上昇が発生しやすく、氾濫による洪水のおそれがある。

ハザードマップ南部版(柳津地区抜粋)



凡例

予想される浸水の深さ	
	5m以上 (3階浸水)
	3m～5m (2階浸水)
	0.5m～3m (1階浸水)
	0.5m未満 (1階以下浸水)

	指定緊急避難場所		利用できない指定緊急避難場所
	指定避難所		利用できない指定避難所
	指定緊急避難場所 指定避難所		利用できない指定緊急避難場所 指定避難所
	注意 (3m以上浸水する場合は3階) 以上への避難が必要な箇所		

※洪水想定区域内にある避難場所・避難所であっても、利用可能な上は階層が異なれば、避難場所・避難所として設定していません。
 ※洪水時には、避難場所・避難所のうち、指定避難所、小学校等の地域の制令となる避難所を優先して開設します。
 ※特別に設置した施設で被災者を受け入れられない場合には、私立学校、JAびふ、一部寺社等、民間施設を活用することとしております。対象施設は、岐阜高ホームページ等で随時公開いたします。

②地震

(海溝型地震)

J-SHIS地震ハザードステーションによると、海溝型である南海トラフの地震は、M8～9クラスの地震が今後30年以内に70%～80%の確率で発生するとされている。

(内陸直下型地震)

岐阜県では明治24年の濃尾大震災の経験から、内陸直下型地震の断層近傍で甚大な被害が予想されており、岐阜市に最も近い断層帯として、揖斐川－武儀川（濃尾）断層帯と判明した。

(岐阜市における震度予測)

岐阜市災害被害想定調査、岐阜市地域防災計画「地震対策計画」編によると予測される被害として次のように記載がされている。

・南海トラフの巨大地震

市内における震度の予測結果は、震度5強～6強と予測される。ただし、地震予測の結果は、各地点の平均的な揺れを予測したものであり、この結果には、計測震度で±0.2程度の揺れ幅があることが知られている。

また、海溝型である南海トラフの巨大地震は、強震継続時間が非常に長いため、建物倒壊などの被害予測には、この影響を考慮する必要がある。

更に、液状化危険度については、地震動の強い揺れに加えて、継続時間の影響により市内南部のほぼ全域が液状化の可能性が高いと予想されている。

・養老-桑名-四日市断層帯地震

市内における震度の予測結果は、震度6弱～6強と予測される。震源に近い南西部に震度6強の範囲が多く分布する。内陸直下型であるため、継続時間は比較的短いですが、海溝型よりも強い揺れが予測される地点がある。液状化の危険度については、南海トラフの巨大地震に比べると液状化の可能性が高い範囲は少ない。

・揖斐川-武儀川（濃尾）断層帯地震

市内における震度の予測結果は、岐阜県による被害想定調査で、M7.7程度、市内における震度は一部地域で7、多くの範囲で6強と予測され、内陸直下型地震の中で本市への影響が最も大きいと予想される。

③感染症

新型インフルエンザは、10年から40年の周期で出現し、世界的に大きな流行を繰り返している。また、新型コロナウイルス感染症のように国民の大部分が免疫を獲得しておらず、全国的かつ急速なまん延により、岐阜市においても多くの市民の生命及び健康に重大な影響を与える恐れがある。

(2) 商工業者の状況

・商工業者等数 804人 ・小規模事業者数 522人

業種		商工業者数	小規模事業者数
商 工 業 者	農林漁業	1	1
	鉱業、採石業、砂利採取業	0	0
	建設業	50	46
	製造業	94	83
	電気・ガス・熱供給・水道業	0	0
	情報通信業	2	1
	運輸業、郵便業	49	27
	卸売業、小売業	268	131
	金融業、保険業	12	12
	不動産業、物品賃貸業	48	48
	学術研究、専門・技術サービス業	14	11
	宿泊業、飲食サービス業	115	49
	生活関連サービス業、娯楽業	71	58
	教育・学習支援業	33	28
	医療、福祉	13	13
	複合サービス業	2	1
その他サービス業	32	13	
合計		804	522

(出典：平成28年経済センサス活動調査)

(商工業集積とその特徴)

・蓮池周辺の商業地域（東西のショッピングセンターと連携した商業ベルト地区）

岐阜市柳津町地域には、大手のショッピングセンターが2軒(イオン柳津店、イトーヨーカドー岐阜柳津店)ある。これらの大型商業施設への集客とともに、同直線上を進む県道154号線(笠松墨俣線)の蓮池地域周辺には、飲食店や物販店などが数多く集積している。

・佐波周辺の流通センター地域（トラックターミナルを中心とした流通地区）

柳津町地域の西部地域には、岐阜県が岐阜羽島インターチェンジへのアクセスの容易さを踏まえ、昭和40年代から物流拠点として開発してきた流通センターである。

今では、大手のトラック運送業者だけでなく、ファッション系、IT系、オフィス家具系など様々な業種の大型流通施設が集積している。この流通センター地域には、大型のホームセンターをコアテナントとした商業エリアも開発され、柳津町地域の西の生活拠点としても発展している。

洪水ハザードマップ（長良川）南部版によると、商業地域及び流通センター地域のほぼ100%の範囲で0.5m～3mの浸水が予想されている。



(3) これまでの取組

①岐阜市の取組

- ・防災計画の策定（岐阜市地域防災計画は「一般対策計画」編と「地震対策計画」編の両計画をもって構成、直近では令和2年5月18日に改訂）
- ・総合防災訓練の実施（年1回実施、直近では令和2年8月に実施※新型コロナウイルス感染症対策を考慮し実施）
- ・防災備品の備蓄（柳津町内）

災害備品①	柳津中部防災施設	境川中学校	柳津東保育所	佐波保育所	もえぎの里	合計
クラッカー	1,380					1,380
栄養機能食品	1,360					1,360
アルファ米	1,650	1,900	100	200	3,000	6,850
おかゆ	850					850
保存飲料水	792	948	168	276	3,600	5,784
毛布	82	940			3,000	4,022
子供用おむつ	970					970
大人用おむつ	333					333
生理用品	1,600					1,600
歯ブラシ	1,760					1,760
消毒液	1	1				2
弾性ストッキング	30					30
災害備品②	柳津中部防災施設	境川中学校	柳津東保育所	佐波保育所	もえぎの里	合計
簡易トイレ(便袋付)	60	25				85
簡易トイレ処理袋	2,600					2,600
肘掛付簡易トイレ(便袋付)	3	2				5
固液分離型トイレ		7				7
男性用小便器	3	2				5
トイレレットペーパー	6	4				10
おしりふき	12					12
マンホールトイレ	5				5	10
マンホールトイレ用テント	5					5
個室テント	9	9				18
間仕切り	22	20				42
避難用マット	7	6				13
避難所開設セット	1					1
防雨シート	25					25
災害備品③	柳津中部防災施設	境川中学校	柳津東保育所	佐波保育所	もえぎの里	合計
発動発電機	3	2				5
投光器セット	5	3				8
コードリール	4	3				7
保存用ガソリン缶	52	12				64
カセットガス	48	48				96
ハイジャッキ	1					1
炊飯装置	1	1				2
救急医療セット	1					1
LPガス装置(ボンベ庫)	1					1
LPG調整器		1				1
リヤカー	10	5				15
災害救助用資機材セット	10					10
救命ロープ						0
携帯電話充電器	3					3
災害用浄水機	1					1
給水用水そう	1					1
給水容器	3					3

②本会の取組

- ・事業者BCPに関する国の施策の周知（管内の中小企業、小規模事業者に対し中小企業庁発行の広報冊子を巡回時あるいは窓口にて配布）
- ・ビジネス総合保険制度等保険への加入促進
- ・防災備品（スコップ、トランシーバー、懐中電灯、予備電池、非常食3日分等）の備蓄
- ・岐阜県商工会連合会によるBCPや事業継続力強化計画をテーマとした研修会を受講し、支援スキルの向上を図った。

令和元年11月29日：事業継続力強化支援計画制度研修会 2名受講

令和2年8月3日、9月25日：事業継続力強化支援コーディネーター派遣制度による専門家指導
各日2名受講

II 課題

(1) 事業者の防災・減災・感染症対策について

地区内の小規模事業者の防災・減災・感染症対策に対する意識は必ずしも高くなく、事業者BCPの策定など、事前対策の取組が進んでいる事業者は中規模以上の事業者の一部にとどまっている状況である。

(2) 商工会の支援体制について

事業継続力強化支援を進めるにあたり、保険・共済等の自然災害の影響を軽減するための取組や事業者BCPの策定など、防災・減災・感染症対策に関する知識やノウハウ等が不足しており、効果的な事業者支援を行うための人員が十分でない。

(3) 商工会自身の事業継続について

本会では、事業継続計画は策定しているものの、災害等の緊急時に事務局において事業継続にかかる具体的な体制やマニュアルが整備されておらず、発災後の対応事項等が明確になっていない。

(4) 市と商工会との連携について

発災時の具体的な連絡体制や、復旧支援にかかる連携体制が構築されていない。

Ⅲ 目標

近年、地震・水害等の自然災害及び新型コロナウイルス等の感染症が全国各地で数多く発生しており、岐阜市においても様々な災害が想定される。岐阜市と本会が連携しながら、大規模災害発生時においても、早期復旧し事業活動が継続できるよう、中小企業・小規模事業者の経営の強靱化を図ることを目標とし、次の取組を行う。

(1) 事業者の防災・減災・感染症対策について

地区内小規模事業者に対して、巡回指導等により、自然災害のリスクや事前対策の必要性を周知するとともに、事前対策の必要性を認識した小規模事業者が具体的な取組を進められるよう、事業者BCP策定セミナー等を通じて、事業者BCP作成にかかる支援を実施する。

更に、フォローアップとして、小規模事業者の事業者BCP等の取組状況の確認を行う。

(目標件数)

- ◇事業継続力強化支援 巡回指導件数 年： 100件
- ◇事業者BCP策定セミナーの開催 年： 1回
- ◇事業者BCP作成支援事業者数 年：15事業者
- ◇事業者BCP作成事業者数 年：10事業者

(2) 商工会の支援体制について

県下商工会の経営指導員を対象とした研修会を受講し、事業継続力強化支援を進めるにあたって必要な防災・減災対策に関する知識やノウハウ等を習得する。

更に、経営指導員以外の職員もBCPセミナー等へ積極的に参加をし、事務所内の情報交換会において、支援ノウハウ等を共有し、職員の資質向上を図ることにより支援体制を充実させる。

(3) 商工会自身の事業継続について

本会の事業継続計画に基づき、災害等緊急時には災害対策本部を立ち上げ、人命を最優先として初動対応を行い、事務所内の被害が一定程度落ち着いた段階では、応急対策を行い事務局機能が継続できるよう、具体的な体制・マニュアルを整備する。

また、防災訓練実施時に、事業継続計画の見直しを検討する。

(4) 市と商工会との連携について

発災時における連絡体制を円滑に行うため、本会と岐阜市との間における被害情報報告ルートを構築する。発災後、速やかな復旧支援、ひいては復興支援が行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。

※その他 上記内容に変更が生じた場合は、速やかに岐阜県へ報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和3年4月1日～令和8年3月31日）

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

本会と岐阜市の役割分担、体制を整備し、連携して以下の事業を実施する。

< 1. 事前の対策 >

令和2年5月に改定された「岐阜市地域防災計画」並びに平成26年9月に発表された「岐阜市新型インフルエンザ等対策行動計画」と整合を図りながら、本会の防災に関し処理すべき事務または業務の大綱について整理し、発災時に混乱なく緊急対応に取り組めるようにする。

(1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知

①周知啓発

- ・巡回指導時に、ハザードマップや新型コロナウイルス感染症に係る業種別ガイドライン等を用いながら、事業所立地場所の自然災害時のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策(事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入等)について説明する。
- ・巡回指導先については、ハザードマップの浸水想定エリア等を踏まえ、自然災害のリスクが高いと想定される事業者から優先的に実施する。
- ・その他、会報や市広報、ホームページ等において、国の施策の紹介やリスク対策の必要性、損害保険の概要、事業者BCPに積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。

②セミナー等の開催

- ・事業継続の取組に関する専門家を招き、主に小規模事業者を対象とした普及啓発セミナーを開催する。
- ・各支援機関や金融機関等と連携して、小規模事業者に対して防災・減災対策の必要性等を説明し、事業者BCP策定の取組への意識付けを行う。【年間開催予定】セミナー1回
- ・巡回指導やセミナー等を通じて、前向きな小規模事業者に対し、事業者BCP（即時に取組可能な簡易的なもの含む）の策定による実効性のある取組の推進や、効果的な訓練等について指導及び助言を行う。

(2) 商工会自身の事業継続計画の作成

- ・本会は、令和3年1月に事業継続計画を策定しており、今後は自然災害発生時に確実な運用がなされるよう、年1回の定期的な訓練実施と内容の見直しを図る。

(3) 関係団体等との連携

- ・岐阜県商工会連合会と連携協定を結ぶ東京海上日動火災保険株式会社に専門家の派遣を依頼し、小規模事業者等を対象に普及啓発セミナーを共催する。加えて専門相談を通じてアドバイスをを行うとともに、リスクマネジメントとしての損害保険の紹介を実施する。
- ・管内に支店を有する十六銀行・大垣共立銀行・岐阜信用金庫・大垣西濃信用金庫との連携は密接に行っているところであり、普及啓発セミナーの共催やポスター掲示など広報活動の依頼を行う。

(4) フォローアップ

- ・セミナーに参加した事業者や、巡回指導等で事業者BCPの策定支援を行った事業者の取組状況を確認し、適宜見直しを図るよう支援する。

- ・災害発生リスクが高いものの、事業者BCPを策定していない事業者については、巡回等で声掛けを行い、リスクの認識と事前対策実施の必要性を訴えていき、事業者BCPの策定へとつなげていく。
- ・本計画の進捗管理や見直しを行うため、岐阜市労政・経営支援課担当者と本会法定経営指導員が年1回程度情報共有等を図る。

(5) 当該計画に係る訓練の実施

- ・自然災害（マグニチュード 6.0 の地震）が発生したと仮定し、市との連絡ルートの確認等を行う（訓練は必要に応じて実施する）。

< 2. 発災後の対策 >

自然災害等による発災時には、人命救助が第一であることは言うまでもない。そのうえで、下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

(1) 応急対策の実施可否の確認

①自然災害の際の対応

(岐阜市における職員の安否確認)

職員参集システム等により発災後1時間以内を目途に安否確認を行い、職員の出勤可否及び出勤可能時間を確認する。

(本会における職員の安否確認)

緊急連絡網による電話やSNS等により発災後1時間以内を目途に安否確認を行い、職員の出勤可否および出勤可能時間を確認する。

(岐阜市と商工会間における連絡方法、情報共有の方法)

- ・発災後2時間以内を目途に、市労政・経営支援課と商工会との間で、安否確認の結果や大まかな被害状況（家屋被害や道路状況等）等を共有する。
- ・連絡方法は、電話連絡を基本とし、必要に応じてFAX、メールを活用する。これらの通信機能が使えない場合は、近距離にある柳津地域振興事務所へ身の安全を確保した上で出向き情報を伝達する。

②感染症の際の対応

- ・国内感染者発生後には、職員の体調管理を行うとともに、事務所の消毒、職員の手洗い、うがい等の徹底を図る。
- ・感染症流行や新型インフルエンザ等対策措置法第32条に基づき政府による「緊急事態宣言」が出た場合は、岐阜市で取りまとめた「岐阜市新型インフルエンザ等対策行動計画」を踏まえ、岐阜市と連絡を取り合い、必要な情報の把握と提供・共有を行う。
- ・感染症流行時においても事業継続ができるように、商工会BCPに基づき、代替施設の検討や交代制勤務の導入など、対策を講じる。

(2) 応急対策の方針決定

- ・岐阜市労政・経営支援課長と本会参与（不在時の代行者：事務局長）との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。
- ・職員全員が被災する等により応急対応ができない場合の役割分担を決める。
- ・大まかな被害状況を確認し、24時間以内に情報共有する。

(被害規模の目安は以下を想定)

大規模な被害がある	<ul style="list-style-type: none"> ・地区内10%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。 ・被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。
被害がある	<ul style="list-style-type: none"> ・地区内1%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内0.1%程度の事業所で「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。
ほぼ被害がない	<ul style="list-style-type: none"> ・目立った被害の情報がない。

※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものとする。

・本計画により、岐阜市と本会は以下の間隔で被害情報を共有する。

発災後～1週間	1日に4回共有する
1週間～2週間	1日に2回共有する
2週間～1ヶ月	1日に1回共有する
1ヶ月以降	2日に1回共有する

・窓口

団体名	連絡窓口	
	第1順位	第2順位
岐阜市	労政・経営支援課長	経営支援係長
柳津町商工会	参与	事務局長

< 3. 発災時における指示命令系統・連絡体制 >

- ①自然災害発災時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- ②二次被害を防止するため、被災地域での活動を行うことについて定める。
- ③本会と岐阜市は被害状況の確認方法や被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法について、あらかじめ確認しておく。

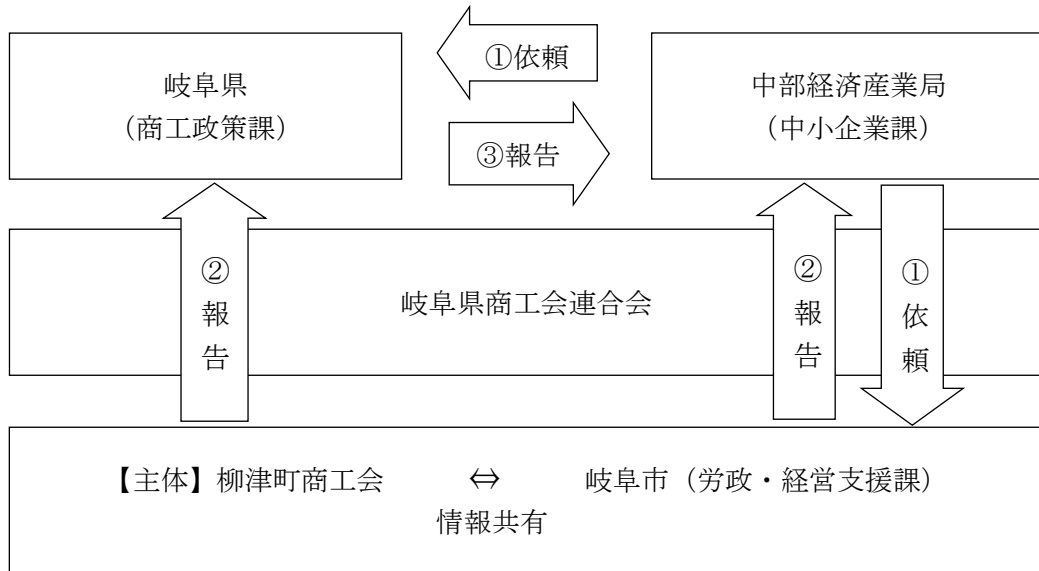
(初動対応)

- ・本会と岐阜市は、発災後24時間程度を目処に、大規模な被害があるかなど、経済被害の規模感を掴むための大まかな被害概況を確認し情報共有する。
- ・本会と岐阜市が共有した情報を、岐阜県の指定する方法にて、本会より岐阜県商工会連合会を介して中部経済産業局（中小企業課）及び岐阜県（商工政策課）へ報告する。

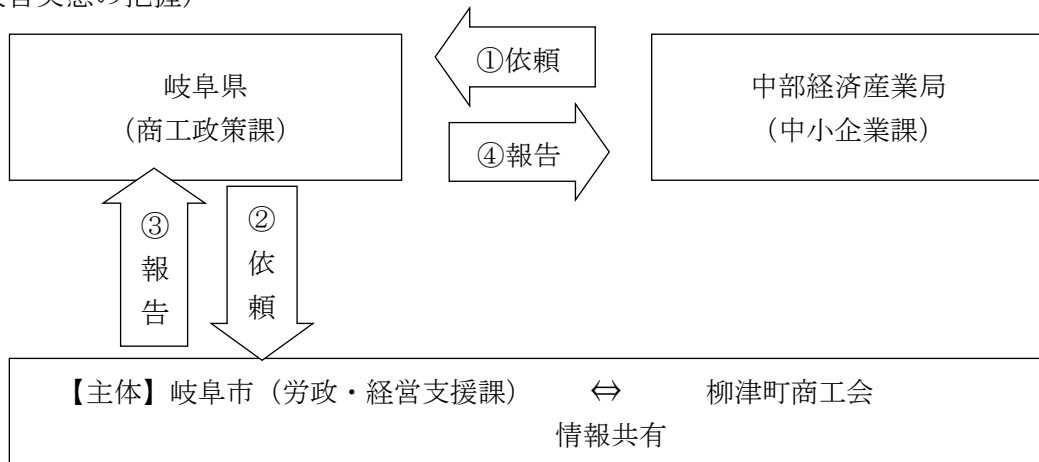
(被害実態の把握)

- ・大まかな被害概況の把握の後、発災後5日～1週間程度を目処に、本会は個々の被害事業者に係る事業所名や業種、被害額等について確認し岐阜市と情報共有する
- ・岐阜市は調査員、観光施設責任者及び本会からの報告を受け、商工業及び観光施設の被害状況を掌握する。
- ・岐阜市と本会が共有した情報を、岐阜県の指定する方法にて、岐阜市より岐阜県（商工政策課）へ報告する。
- ・被害実態の把握に対応して収集した情報は全国商工会連合会の商工会業務災害システムを用いてデータ蓄積を図り、関係機関との共有、報告に活用する。

<被害情報の流れ>
(初動対応)



(被害実態の把握)



岐阜市地域防災計画（一般対策計画）による被害状況の調査責任者の項目には、次のように記載されている。（一部省略）

被害状況の調査は、次に掲げる部において関係の機関及び団体と協力し、あるいは応援を得て実施する。ただし、被害の調査に技術を要する場合あるいは被害が甚大で市単独では調査が困難な場合は、(社)岐阜県測量設計業協会に協力を求めるとともに、県支部に連絡し、関係機関等の応援を求めて行う。

調査事項	調査実施 担当部	協力応援機関	県報告事項等
(一部省略)			
商工業関係被害	経 済 部	商工会議所 商工会	商工業関係被害状況の調査、報告
観光施設被害	ぎふ魅力づくり推進部	〃	観光施設被害状況の調査、報告
(一部省略)			

(4) 商工業及び観光施設被害状況の調査、報告
 商工業及び観光施設の災害による被害状況を掌握し、応急対策等の基礎資料とするため、必要な事項を調査、報告する。

ア 調査、報告の系統

イ 調査、報告事項及び様式
 「商工業関係被害状況等報告書」(様式27号)及び「観光施設被害状況等報告書」(様式28号)に定める各事項について調査、報告するほか、浸水による被害については、その浸水の程度を床上、床下に区分して調査する。

ウ 調査の基準(商工業関係)

(7) 建物の被害棟数は、一部破損以上の被害建物を計上する。
 なお、店舗、工場等の建物が住宅と併用されているいわゆる併用住宅については、本調査では棟数を計上せず件数と被害額のみを計上とする。

(4) 建物施設と製品、商品、仕掛品、原材料の双方に被害を生じた場合の製品、商品、仕掛品、原材料の被害件数は、() 外書として計上する。

(9) 建物、施設の全失壊には、全壊、全流失、全埋没、全焼失その他これに類するものを計上する。

(2) 共同施設欄には、事業協同組合、事業協同小組合若しくは協同組合連合会、協同組合又は商工組合の共同施設のうち、倉庫、生産施設、加工施設、検査施設、協同作業場及び原材料置場についての物的被害を計上する。

(4) 間接被害額の「その他災害の発生により生じた損害額」欄には、季節的商品の出荷遅延による評価価格の減少額等を計上する。

(4) 被害形状に当たっては、農林被害との関係に留意し重複、脱ろの防止に努めること。(例：材木、農産加工品製造品等)

エ 調査の基準(観光施設関係)

(7) 区分欄のうち、その他観光施設欄には、休憩舎、売店、公衆便所、駐車場、ロープウェイ、観光ヤナ(漁具としてのヤナを除く)、遊船、棧橋、観光バス等観光に関する施設及び施設に類するすべてについて記入する。

(4) 建物、施設欄のうち、建物被害は、一部破損以上の被害建物を計上する。

(9) 浸水による被害については、その浸水の程度を床上、床下に区分し調査する。

(2) 本被害のうち建物被害については「住家等一般被害状況等報告書」(様式20号)の非住家と重複計上される。

< 4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援 >

- ①相談窓口の開設方法について、岐阜市と相談する（本会は、国の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する）。
- ②安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。
- ③地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- ④応急時に有効な被災事業者施策（国・県・市等の施策）について、地区内小規模事業者へ周知する。
- ⑤感染症の場合、事業活動に影響を受ける、またはその恐れがある小規模事業者を対象とした支援策や相談窓口の開設等を行う。

< 5. 地区内小規模事業者に対する復興支援 >

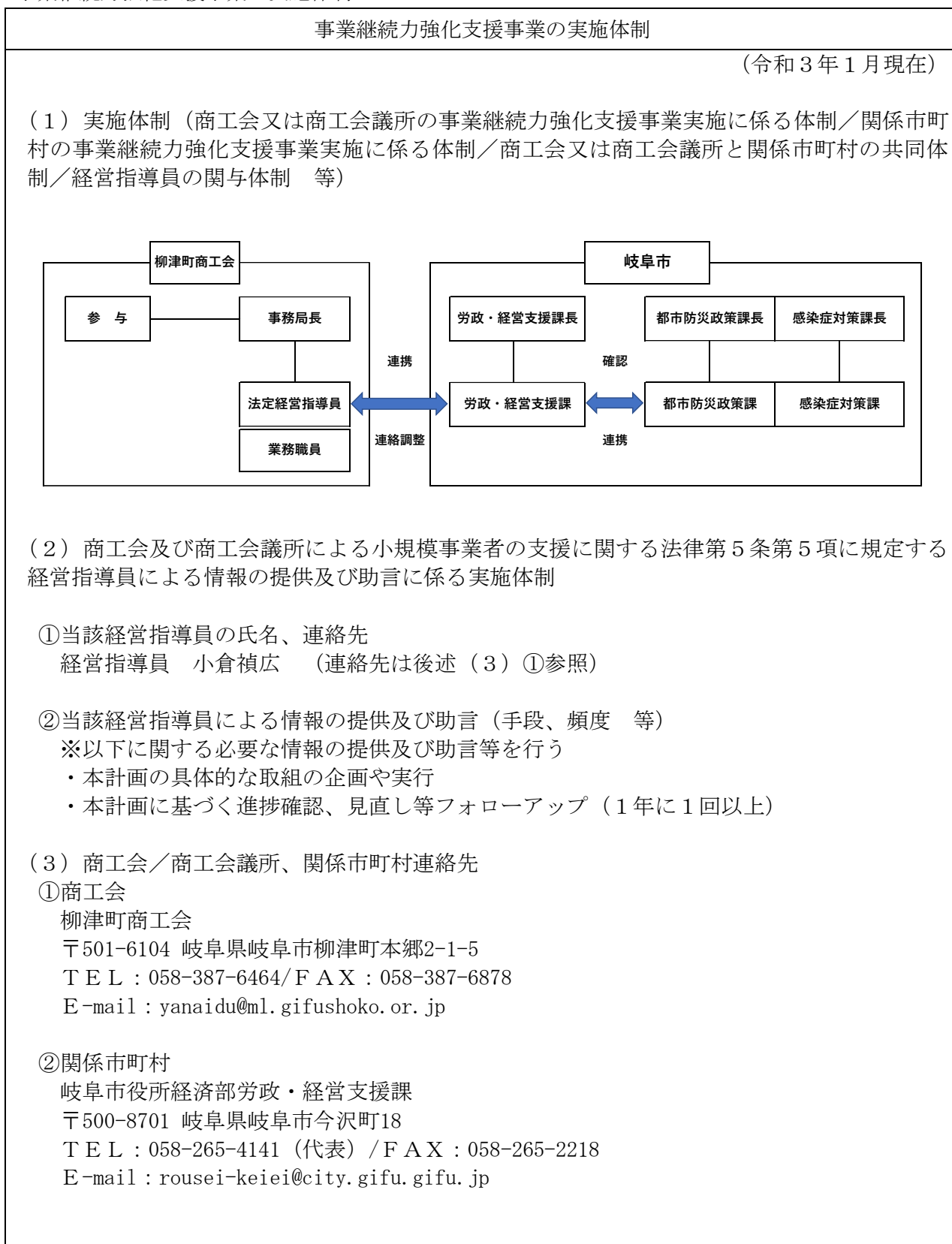
- ①県の方針に従って復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ②被災規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を岐阜県商工会連合会等に相談する。

※その他

上記内容に変更が生じた場合は、速やかに岐阜県へ報告する。

(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制



(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
必要な資金の額	650	650	650	650	650
セミナー開催費	150	150	150	150	150
事業者BCP策定支援 専門家派遣費 @32,000×10社	320	320	320	320	320
事業者BCP実行支援 専門家派遣費 @32,000×5社	160	160	160	160	160
協議会運営費	20	20	20	20	20

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
岐阜県補助金・岐阜市補助金・会費収入・事業収入

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあっては、その代表者の氏名
連携して実施する事業の内容
連携して事業を実施する者の役割
連携体制図等